

新生ワイズ起こし運動特別資金活用細則

(名称)

第 1 条 この資金は、新生ワイズ起こし運動特別資金と称する。

(目的)

第 2 条 この資金は、区の推進する新生ワイズ起こし運動に取り組む区・部及びクラブ等の活動支援を目的とする。

(資金)

第 3 条 この資金は、JWF 管理委員会規則第 9 条に基づき拠出された資金等を収入源とする。

(管理・運用)

第 4 条 この資金は、定款第 13 条第 2 項 A に基づき特別資金会計として区会計が収納・管理し、ワイズ将来構想特別委員会の中に設置される「新生ワイズ起こし運動特別資金活用審査委員会」(以下「委員会」という)により運用される。

(委員会構成)

第 5 条 委員会は 3 名からなり、互選により委員長を決定する。

(運用の基準)

第 6 条 この資金は、次の基準により運用される。

- ① 新生ワイズ起こし運動に取り組む区・部及びクラブへの活動支援を目的とする。
- ② 具体的な活動及び費用の事例はこの細則の最後に付記する。

(支援金の申請)

第 7 条 この資金の支援を受けようとする部及びクラブは、資金援助申請書(様式 1)に所定事項を記入の上、部長を経て委員長に提出する。尚、区推進の事業については、直接委員長に提出する

(支援金の審議)

第 8 条 資金援助申請書が提出された時は、委員長は速やかに委員会を招集の上、申請内容を審議する。メール等での審査も可とする。

(支出の決議・承認)

第 9 条 この資金の支出は、委員会の決議を経て、理事が承認する。

(以下 特別資金支給の対象となりうる活動・費用の具体的事例)

- ① クラブの質的向上の為、情報収集・研修企画・研修資料作成等に要した費用
- ② 社会への認知度向上の為、区・部レベルでの事業企画・広報・実施に要した費用
- ③ 部の実働チームが新クラブ設立や会員増強を推進する為に要した活動費用
- ④ YMCA と協働し、クラブの活性化や会員の増強に繋がる活動に要した費用

2019 年 7 月 14 日 制定 2019 年 7 月 14 日 施行